

## 平成 27 年度 第 2 回忠岡町総合教育会議 会議録

平成 28 年 2 月 26 日（金） 午前 10 時

忠岡町役場 3 階 研修室 3

事務局 皆様、改めましておはようございます。ただいまより平成 27 年度第 2 回の忠岡町総合教育会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、まず最初に町長の方からご挨拶いただきたいと思います。

町長 皆様、おはようございます。早くからご出席を賜り、誠にありがとうございます。思い出すと、2 回目というこの総合教育会議であります。本日もひとつよろしくご審議、ご進行のほどお願いしたいと思います。皆様方には大変お忙しい中、このように参加していただいているわけですが、平素から本町の町政運営に非常にご理解を賜っていることに感謝している次第でございます。とりわけ、皆様方が中心になっていただいている教育行政につきましては、本当に献身的に日夜を問わず研究・研鑽しておられる姿には敬意を表したいと思う次第でございます。

本町、この会議の第 1 回目を振り返りますと、「設置について」の話とか、あるいは、「これからの進め方」とかを話したように記憶をしているわけですが、これからどうしていくかということになると、大綱を作ることとなりますので、今日は、そのような指針を提起して、皆様方と話し合いの中で進めていきたいと思えます。とりわけ、子どもや住民の皆様が安心して教育の充実、保育の充実、そして、文化都市といった方向に進めばいいのではないかと私の願いであり、理想でもありまして、皆様方と一緒にできればありがたいと思っている次第でありますので、今日の進行よろしくお願いしたいと思います。

事務局 町長ありがとうございました。さて、本日は先ほど町長からもお話にございましたように、忠岡町教育大綱の案を町長部局と教育委員会の間でいろいろ調整・協議した結果、作成いたしました。その内容をご説明させていただき、その後、委員各位からご質問等を賜っていきたく考えております。

早速ではございますが、会議の進行につきましては、本会議の設置要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、和田町長に議長を務めていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

町長 ただ今連絡が入ったのですが、傍聴の申出があります。本会議の公開に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、傍聴者に入室いただきます。

(傍 聴 者 入 室)

町長        それでは、次第のペーパーにあるとおり、議事を進めさせていただきたいと思  
います。案件第1「忠岡町教育大綱（案）」を議題といたします。事務局、よろしく  
お願いします。

事務局     それでは、皆様方にお示しの、教育大綱（案）について説明させていただきます。  
座って説明させていただきます。

             今回の、教育に関する大綱につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化  
の振興に関する総合的な施策につきまして、その目標や施策の根本となる方針を  
定めるものでございます。

             詳細な施策について、策定することを求めているものではありません。また、大  
綱は地域の実情に応じて策定するというところでございまして、必ずしも網羅的に  
記載するという必要ございません。それでは、作成した本町の教育大綱（案）  
の内容につきまして、説明させていただきます。

             今般、これまで、この大綱については、町長部局並びに教育委員会等でいろいろ  
協議してまいりまして、今回成案という形でお示しさせていただきました。もちろ  
ん、各委員様には、事前に大綱案について提示させていただいたところでございま  
す。

             それでは、大綱案について、簡単にご説明させていただきます。お示しのとおり、  
大きく5項目で今回の大綱を示させていただいております。その前段として、本町  
における教育基本方針としまして、『小さくてもキラリと光る忠岡町』という実現  
に向けまして、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの  
育成と、いきがいを持って生涯におよび学び続ける心身ともに健康な町民の育成  
に努めるということをうたっております。

             先ほど申し上げましたように、5つの大きな目標を掲げております。まず1つ目  
が、就学前の教育でございます。2つ目が、保護者や地域に信頼される学校づくり  
でございます。3つ目といたしまして、学校外の子どもの学びを支援していく  
ことでございます。4つ目が、家庭や地域の教育力向上を支援していくことござ  
います。5つ目といたしまして、生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図っていく、  
ということでございます。

             第1項目は、就学前教育の充実についてでございます。①番として、就学前の子  
どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めてまいりたいと考  
えております。②番として、子育て支援の充実を目指して、幼・保の一元化を推  
進していくことでございます。

第2項目は、保護者や地域に信頼される学校づくりを求めていくということでございます。①番として、基礎的・基本的な学力の定着を図り、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進してまいりたいと考えております。②番として、教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道德教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進していくということでございます。③番として、児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させ、学校と家庭が連携して児童・生徒の基本的な生活習慣の定着に努めるということでございます。④番として、児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供していくことです。学校給食を通じて食に関する指導をこれから充実してまいりたいと考えております。

第3項目は、学校外の子どもたちの学びを支援するというところでございます。①番として、世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供していきたいと考えております。それから、②番として、学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供してまいりたいと思いません。

第4項目は、家庭や地域の教育力向上を支援していくことでございます。①番として、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力の向上を支援してまいりたいと考えております。それから、②番として、関係の諸機関・諸団体を連携して地域と共に子どもたちの健やかな成長に努めてまいりたいと思いません。

最後に、第5項目は、生涯学習・生涯スポーツの充実を図るということでございます。①番として、町民一人ひとりが生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会等の情報提供を図ってまいります。②番として、多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めてまいるということでございます。

これらの5つの項目を教育の基本方針のもとに、大きく掲げさせていただいているところでございます。

説明は簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

町長           ご苦労様でございます。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様から何かご質問、あるいは、ご意見を賜りたいと思いません。先生方の個々のご意見でもありましたら賜りたいと思いません。

委員           基本方針の中に、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成とありますが、これは具体的にどういったことを表しているのですか。

事務局 ご説明いたします。各界に本町の先輩方がおられます。今ご質問をいただいたとおり、大きな課題となりますけれども、本町においては、例えば、今年は大リーグのドジャースへ移籍されるということですが、前田投手や、花人の赤井勝さんというような、各界で活躍しておられる先輩を目標に育っていく人づくりが大切だと考えております。以上でございます。

町長 前田健太さんですね。郷土愛にも通じますし、人づくりにも通じますし、自尊心も出てくると思います。この言葉には含みが多いと思います。  
他にありませんか。

委員 第2項目の④番のところに、学校給食に関する記述がありますが、昨年の9月、2学期から中学校で給食が始まりましたが、その評判はいかがでしょうか。

事務局 昨年の9月に忠岡中学校で給食を実施させていただきました。当初我々も9月以降、中学校も初めてだったので、どうなるか不安半分、期待半分でございましたけれども、現場の先生方も非常にごんばっていただきまして、その結果、生徒にはすこぶる好評です。食事も温かいものなので、非常においしいと言っております。保護者からも一定の評価をいただいておりますので、順調であると思っております。

今後、教育大綱の大きい2項目の④番で示しますように、食に関する指導についても記述させていただいております。食に関する指導も充実していきたいとの考えで入れておりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

町長 人気はあるようですね。それから、これで小・中で学校給食が整いましたし、一步一步食べ物に対する充実が深まると思いますが、指導者の先生方が大変だと思います。人気だけで終わるのではなく、今度は食べ物の内容、徴収金額の問題等を検討しなければならないと思います。

他にありましたらお願いします。関連することでも結構です。

委員 関連はしませんが、第3項目の学校外での学びを支援しますとありますが、その中の①番で、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供しますとあります。今年度、新聞でも紹介されていましたが、本町の活躍が話題になっていましたが、英語関連の事業が今後も継続していくのでしょうか。

事務局 恐れ入ります。平成28年度のプレス発表に行ってまいりまして、おっしゃっていただいたとおり、その記事も記載されていたところでございます。英語関連の事

業もこれから展開していきたいのですが、財政状況と相談しながらですけれども、やはり、子どもたち、また、それを支える保護者のことも考えながら、厳しいのですができるかぎり継続してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしく申し上げます。

町長            ということで、前向きですので、具体的に提起していってくれると思います。

委員            私が見たのは結構大きな記事でした。

町長            日経に載りまして、全国区なのでびっくりしました。本当にびっくりしているのです。泉州版に少し載ればいいと思っていたので。これからも、一步一步前進していくものだと思います。

他に何かありますか。

委員            第4項目の①番で家庭の学習習慣についてふれてありますが、あくまでも家庭での問題ではないでしょうか。

事務局        家庭での学習習慣にふれておりまして、おっしゃるとおり、あくまでも家庭での問題であると思います。忠岡町内で現実に様々な実態の家庭もあり、お子さんの家庭学習まで手が回らない家庭もあるのではないかと推測されます。その点に関しては、学校との連携が非常に重要ではないかと感じているところでございます。答えになっているかどうかわかりませんが、ひとつご理解いただけたらと思います。

町長            そうですね。教育の原点でもある家庭の教育向上というのは大切です。とはいっても、いっぺんに調整とはいけませんので、これから大綱に挙げているのに沿って、進まれていくと思います。私どももこれからはしっかりとこういう点をしていかないと、文教住宅都市にならないと思います。

今、ご協力いただいて、ご意見等をいただいているのですが、他にいろいろあると思いますから、思うところがありましたら質問でなくても意見や素朴な話がありましたら、この際出していただけたらと思います。

委員            大綱全体を読ませていただいて、確かに、我々微力ながらも教育に協力したいと思っている人が取り組まないといけないことや、あるいは、基本となるようなことが出ていると思います。この大綱がここで話した後、議会での議決があるのでしょうか。そして、またこれが決まった暁には、どのような法律上の効果を持つのでしょうか。

事務局 恐れ入ります。この大綱は、冒頭でもご説明させていただきましたが、大綱自身は地方公共団体の首長が定めるということが法律で規定されております。従いまして、町長がその責任において、策定すべきものでありまして、条例によって議会での議決は必要ないと考えております。

また、大綱は法律上のどのような効果を有しますかというご質問であったと思うのですが、これにつきましては、首長及び教育委員会の相互に努力義務と言いますか、その方向に努力していくということであり、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合についても尊重義務違反には該当しないという解釈ではございますので、ご理解願いたいと思います。

委員 我々はこれを尊重する義務を負う、ということですね。

町長 私はそう思っています。やはり、議会の皆様や住民の皆様にもこれはこういう精神でいると、方針であるということを示していく必要があると思います。よろしくお願いします。

他に日頃のことでもここで言うていただければ結構です。他に何かありますでしょうか。

町長 それでは、訂正箇所もないようですので、忠岡町教育大綱案のとおり定めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

町長 何もないようですので、ご承認いただきます。

大綱を承認認いただいたことで今日の議題は終わりです。これにて終了としましょうか。

事務局 そうしましたら、平成27年度の第2回忠岡町総合教育会議を閉会いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。